

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

## 従業員に食事を支給した場合に課税されない方法

**Q** 従業員に福利厚生の一環として食事代を支給したいと考えていますが、会社が従業員に食事代を支給するとその従業員に対して給与の支給があったものとして課税するのが原則だと聞いています。食事代を支給しても、なにか課税されない方法はありませんか？

### 解説

1. 原則的取り扱いと非課税規定
  - 一般に**食事の支給については**、その食事の価額（食事代を徴収している場合にはその食事代を控除した残額）に相当する給与の支給があったものとして**課税するのが原則**です。  
ただし、次に掲げる食事については課税しなくてもよいことになっています。
  - (ア) 支給する食事の価額の**2分の1以上**の食事代を徴収しており、かつ、その食事についての会社負担額が1人につき**月額3,500円以下**である場合の食事
  - (イ) **残業**または宿日直した者（通常の勤務時間外の勤務としてこれらの勤務をしたものに限ります）に対してその勤務により支給する食事
  - (ウ) **深夜勤務者**に対し、勤務1回ごとの定額で支給する金銭で、その1回の支給額が**300円以下**のもの
2. 従業員負担額2分の1以上、かつ、会社負担額が月額3,500円以下の場合の非課税について  
具体例でみると次の通りです。

区分	食事の価額 (1か月当たり)	会社負担額	課税の要否	課税される金額
Case1	6,000円	3,500円	課税	3,500円
Case2	7,000円	3,500円	否	
Case3	8,000円	4,000円	課税	4,000円
Case4	8,000円	3,500円	否	

3. 残業した者に対する食事代の非課税について

**就業規則等に定める正規の勤務時間外に仕事をした従業員に対して食事を支給した場合は非課税となります。**この場合、特に**食事の価額の制限はありません**。ただし、食事代として**金銭を支給した場合には**、諸手当の一種として**課税対象**となります。ちなみに繁忙期に連日残業した場合でも、同様に非課税となります。

### 要するに...

会社が従業員の食事代を負担すると、原則、課税対象となります。しかし、**もし会社が昼食代を負担するならば、会社負担額を月額3,500円以下にして、食事代の半分以上を従業員から徴収することで、夕食代を負担するならば、残業代に伴う食事代として会社周辺の飲食店で食事をするか、弁当屋で弁当を購入する**などして処理すれば非課税となります。